

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成28年11月30日（平成28年（行個）諮問第174号）

答申日：平成30年6月14日（平成30年度（行個）答申第44号）

事件名：特定の研究開発に関する本人に係る保有個人情報の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書9（以下、順に「文書1」ないし「文書9」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表3に掲げる部分を不開示としたことは結論において妥当であり、また、別表4に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年5月26日付け20160524北海道第6号により北海道経済産業局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

(1) 本件は、北海道経済産業局（以下「経産局」という。）所管の事業、「平成22年度補正予算 地域イノベーション創出研究開発事業」及び「平成25年度 ものづくり中小企業連携支援事業～戦略的基盤技術高度化支援事業～」における研究不正において、「平成22年度補正予算 地域イノベーション創出研究開発事業」に関する資料の一部の不開示（原処分）に対する審査請求である。

(2) 「平成22年度補正予算 地域イノベーション創出研究開発事業」に関する資料の一部の不開示（原処分）

審査請求人は、平成26年8月12日に、自ら参画した「平成22年度補正予算 地域イノベーション創出研究開発事業」に関する資料の法に基づく開示請求を行った。

経産局は、平成26年10月14日にようやく開示決定を行ったが、資料の一部を不開示とした。本件は、審査請求人により全面開示を求められたが、経産局はこれを拒絶し、平成27年3月11日に情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問（平成27年

(行個) 諮問第 40 号) され、平成 28 年 3 月 7 日に答申 (平成 27 年度 (行個) 答申第 135 号) を受けた。その答申によれば、「対象となる保有個人情報の特定を行わずに、一部開示した決定については、違法なものであり、取り消すべきである。」とあり、経産局は前処分を取り消し、改めて原処分を行ったが、保有個人情報の正当な理由のない不開示部分が存在するので、その部分を開示するよう求めるものである。

文書 2 の委託契約書に記載のとおり、審査請求人は当該事業の特定法人 A の担当で、全ての研究推進会議に出席しているのであるから、研究内容やその担当者は審査請求人が知り得る個人情報である。また、別件保有個人情報開示決定で特定された別件文書の特定調査を行わない決定通知に記載のとおり、審査請求人は、特定年月日 1 から特定年月日 2 までの間、特定法人 B の取締役であったから、その間の当該法人の情報も審査請求人が知り得る個人情報である。経産局は、上記別件文書の本調査を行わない決定通知と相反する理由で不開示を正当化することは許されない。

その他の法人で審査請求人が知り得ない個人情報を除いて全部を開示しない場合は、法 42 条に基づき、速やかに審査会に諮問しなければならない。

### 第 3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 事案の概要

- (1) 審査請求人は、平成 26 年 8 月 12 日付けで、法 13 条 1 項に基づき、北海道経済産業局長 (処分庁) に対し、「平成 22 年度補正予算地域イノベーション創出研究開発事業」に採択された特定研究に関し、特定年月日 1 から特定年月日 2 までの間取締役であった請求者が知り得る保有個人情報一切、及び、研究実施の担当者でもある請求者が知り得る保有個人情報一切 (以下「本件請求保有個人情報」という。) の開示請求 (以下「本件開示請求」という。) を行い、処分庁は同日付けでこれを受理した。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、下記 2 のとおり本件対象保有個人情報を特定し、平成 26 年 10 月 14 日付け「保有個人情報の開示をする旨の決定について (通知)」 (20140812 北海道第 24 号) により、下記 3 のとおり、法 14 条各号の不開示情報に該当する部分を除き、保有個人情報の開示をする旨の決定 (以下「前回処分」という。) を行った。
- (3) これに対して、審査請求人は、行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号) 4 条 1 項の規定に基づき、平成 26 年 12 月 9 日付けで、経済産業大臣 (諮問庁) に対して、前回処分を取り消し審査請求人が知り得ない保有個人情報以外の部分の開示を求める審査請求 (以下「前回審査

請求」という。)を行った。

- (4) 前回審査請求を受け、諮問庁において、前回処分の妥当性について慎重に審査したところ、前回審査請求には理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で前回審査請求を棄却することにつき、平成27年3月11日付けで、審査会に諮問を行った。
- (5) これに対して、審査会から、平成28年3月7日付けで、本件開示請求に係る保有個人情報開示決定通知書において、別表1の「対象文書等」欄のとおり、行政文書の具体的な名称が記載されておらず、本件開示請求に係る保有個人情報開示決定通知書の記載から処分の内容が把握できないことから、前回処分を取り消すべきとの答申があった。
- (6) 諮問庁は上記(5)の答申を受け、平成28年4月22日付けで原処分を取り消す裁決を行い、処分庁は、同年5月26日付け「保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)」(20160524北海道第6号)により、下記4のとおり、行政文書の具体的な名称を記載の上で、法14条各号の不開示情報に該当する部分を除き、保有個人情報の開示をする旨の決定(原処分)を行った。
- (7) これに対して、審査請求人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)4条1項の規定に基づき、平成28年9月1日付けで、諮問庁に対して、原処分を取り消し、正当な理由のない不開示の部分の開示を求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。
- (8) 本件審査請求を受け、諮問庁は、原処分の妥当性について慎重に審査したところ、本件審査請求には理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき、審査会に諮問するものである。

## 2 審査請求に係る保有個人情報

本件開示請求において特定される本件対象保有個人情報は、「地域イノベーション創出研究開発事業(平成22年度補正予算)」に採択された特定研究に関し、開示請求者である審査請求人が、特定年月日1から特定年月日2までの間特定法人Bの取締役であったこと及び当該研究の実施担当者でもあることをもって知り得る保有個人情報一切である。詳細は次のとおりである。

文書1 応募内容提案書

文書2 平成22年度補正予算事業地域イノベーション創出研究開発事業(特定研究)に関する委託契約書

文書3 特定年度「特定研究」第1回研究推進会議

文書4 特定年度「特定研究」第2回研究推進会議

文書5 特定年度「特定研究」第3回研究推進会議

文書6 特定年度「特定研究」第4回研究推進会議

- 文書7 実績報告書
- 文書8 成果報告書（概要版）
- 文書9 成果報告書

3 前回処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、法18条1項の規定により、本件対象保有個人情報のうち別表1に掲げる部分を不開示とし、それ以外の部分を開示する旨の決定を行った。

4 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件対象保有個人情報を別表2のとおり特定し、法18条1項の規定により、保有個人情報の一部を開示する旨の決定を行った。

5 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件開示請求に対し、平成28年5月26日付け「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」（20160524北海道第6号）をもって処分庁が行った原処分について、開示請求者である審査請求人が、原処分を取り消し正当な理由のない不開示部分が存在するので、その部分の開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が、原処分において不開示とした部分について、正当な理由のない不開示部分が存在するので、その部分の開示を求める主な理由は以下のとおりである。

審査請求人は、「平成22年度補正予算事業地域イノベーション創出研究開発事業」（特定研究）に関する委託契約書（文書2）に記載のとおり、当該事業の特定法人Aの担当で、全ての研究推進会議に出席しているから、研究内容やその担当は審査請求人が知り得る保有個人情報である。

また、別件文書に記載のとおり、審査請求人は特定年月日1から特定年月日2までの間、特定法人Bの取締役であったから、その間の当該法人の情報も審査請求人が知り得る保有個人情報である。

6 審査請求人の主張についての検討

本件審査請求において、審査請求人は、処分庁が不開示とした部分について、審査請求人が知り得ない保有個人情報以外の部分の開示を求めているので、以下、審査請求人のそれぞれの主張ごとに原処分の妥当性について検討する。

(1) 全ての研究推進会議に出席していることをもって知り得る保有個人情報について

審査請求人は、特定法人Aの担当者として、全ての特定年度「特定研究」研究推進会議に出席しているから、当該研究の内容や担当

者は、審査請求人が知り得る保有個人情報であると主張している。

当該会議の内容及び配布資料には、法人に関する情報であって公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報及び特定の個人に関する情報が含まれており、当該会議の出席者及び関係者に限定して共有されたものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報のうち一般に公にすることができる情報及び本件開示請求者本人に関する情報以外の部分を不開示とする原処分を行った。

これは、処分庁が、本件開示請求があった時点（平成26年8月）において、審査請求人が過去に開催された（※特定期間に4回開催）当該会議に出席していることをもって、本件対象保有個人情報のうち、一般に公にすることができる情報及び本件開示請求者本人に関する情報以外の部分について、具体的にどの部分が審査請求人の知り得る情報であるかを正確に特定することができないことを理由とするものであり、法14条2号及び3号イに該当する部分を不開示とした原処分は妥当である。

※開示対象文書の第1回研究推進会議資料の日時は、「特定年月日3」と記載されているが、本来の開催日時は「特定年月日4」であった。

#### (2) 特定法人Bの取締役をもって知り得る保有個人情報について

審査請求人は、特定年月日1から特定年月日2までの間、特定法人Bの取締役であったことをもって知り得る保有個人情報は、審査請求人が知り得る保有個人情報であると主張している。

このことについても、処分庁は、審査請求人が特定年月日1から特定年月日2までの間、特定法人Bの取締役であったことをもって、本件対象保有個人情報のうち、一般に公にすることができる情報及び本件開示請求者本人に関する情報以外の部分について、具体的にどの部分が審査請求人の知り得る情報であるかを正確に特定することができないものであり、法14条2号及び3号イに該当する部分を不開示とした原処分は妥当である。

#### 7 結論

以上のとおり、本件審査請求については理由がなく原処分の正当性を覆すものではない。したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年11月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月12日 審議
- ④ 平成30年4月17日 本件対象保有個人情報の見分及び審議

⑤ 同年5月28日 審議

⑥ 同年6月12日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報として、別紙に掲げる文書1ないし文書9に記録された保有個人情報を特定し、その一部について、法14条2号及び3号イに該当する部分を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、本件対象保有個人情報の見分結果に基づき、保有個人情報該当性及び不開示情報該当性について検討する。

### 2 保有個人情報該当性について

当審査会において、文書1ないし文書7の不開示部分を確認したところ、別表3に掲げる各不開示部分には、審査請求人以外の特定個人の氏名等の個人識別情報や特定研究に係る提案内容等が記載されていることが認められる。

当該不開示部分には、審査請求人の氏名その他審査請求人個人を識別することができる記述は認められず、また、他の情報と照合することによって審査請求人個人を識別することができる記述も認められない。

したがって、当該不開示部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないことから、これを不開示としたことは結論において妥当である。

### 3 不開示情報該当性について

#### (1) 開示請求者以外の個人に関する情報について

ア 別表3及び下記(2)に掲げる部分を除く不開示部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されている。

当該不開示部分のうち、下記イを除く部分は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものと認められることから、法14条2号本文前段に該当し、かつ、同号ただし書イないしハに該当すると認めるに足りる事情も存しない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、不開示とすることが妥当である。

イ しかしながら、別表4の1に掲げる不開示部分(149頁の上から8行目を除く。)は、いずれも原処分で同旨の情報が既に開示されている。

また、別表4の1に掲げる不開示部分のうち、149頁の上から8行目には、審査請求人が所属する特定研究院と同一の特定研究院に所属する個人の氏名が記載されている。

当該各部分は、開示請求者である審査請求人が慣行として知ることができる情報であると認められることから、法14条2号ただし書イに該当し、開示すべきである。

(2) 法人に関する情報について

ア 文書1の20頁（下から5行目を除く。）及び166頁（下から1行目）並びに文書5の336頁（別表4の2に掲げる部分）の各不開示部分には、平成22年度補正予算地域イノベーション創出研究開発事業に採択された特定研究に係る知的財産権関連事項、参加法人概要及び研究データが記載されている。

イ 当該不開示部分のうち、下記ウに掲げる部分を除く部分は、これを開示すると、特定研究に係る知的財産権関連事項等が明らかとなる結果、競合他社に対してノウハウが流出し、また、盗用されるなど、特定研究に係る関係各法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ しかしながら、別表4の2に掲げる部分は、原処分で同旨の情報が既に開示されており、これを開示しても、特定研究に係る関係各法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法14条2号及び3号イに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分のうち、別表3及び別表4に掲げる部分を除く部分は、同条2号及び3号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表3に掲げる部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと認められるので、不開示としたことは結論において妥当であり、また、別表4に掲げる部分は、同条2号及び3号イに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

## 別紙

文書 1 応募内容提案書

文書 2 平成 22 年度補正予算事業地域イノベーション創出研究開発事業（特定研究）に関する委託契約書

文書 3 特定年度「特定研究」第 1 回研究推進会議

文書 4 特定年度「特定研究」第 2 回研究推進会議

文書 5 特定年度「特定研究」第 3 回研究推進会議

文書 6 特定年度「特定研究」第 4 回研究推進会議

文書 7 実績報告書

文書 8 成果報告書（概要版）

文書 9 成果報告書



別表 1

対象文書等	不開示とした部分	不開示とした理由
文書 1 提案書	開示請求者以外の氏名，役職（法 14 条 2 号ハに該当する部分を除く），性別，生年月日，連絡先（E-mail），学位，経歴，研究者番号，所属研究機関番号	開示請求者以外の個人に関する情報であって，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが，開示することにより，なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため，法 14 条 2 号に該当するため不開示とした。
	法人の印影，財務状況，主な出資者，財務状況説明，定款，営業経歴書，決算報告書，役員・顧問，主要株主，株主，決算書，知的財産権関連事項	法人に関する情報であって，開示することにより，競合他社に対してノウハウの流出や盗用されることによって，公正な競争関係における地位が脅かされるおそれがある等，当該法人権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり，法 14 条 3 号イに該当するため不開示とした。
文書 2 委託契約書	開示請求者以外の氏名，役職	開示請求者以外の個人に関する情報であって，開示請求者以外の特定の個人を識別できるものであり，法 14 条 2 号に該当するため不開示とした。
	法人の印影，消耗品内訳	法人に関する情報であって，開示することにより，偽造されるおそれや競合他社に対してノウハウの流出や盗用されることによって，公正な競争関係における地位が脅かされるおそれがある等，当該法人権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり，法 14 条 3 号イに該当するため不開示とした。
文書 3 ～ 文書 6 第 1 ～ 4 回	開示請求者以外の氏名，役職（法 14 条 2 号ハに該当する部	開示請求者以外の個人に関する情報であって，開示請求者以外の特定の個人を識別できるものであり，法 14 条 2

研究推進会議資料	分を除く。)	号に該当するため不開示とした。
	研究データ	法人に関する情報であって、開示することにより、競合他社に対してノウハウの流出や盗用されることによって、公正な競争関係における地位が脅かされるおそれがある等、当該法人権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法14条3号イに該当するため不開示とした。
文書7 実績報告書	開示請求者以外の氏名、個人の印影	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別できるものであり、法14条2号に該当するため不開示とした。
	法人の印影	法人に関する情報であって、認証的機能を有するものであり、開示することにより、偽造されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法14条3号イに該当するため不開示とした。

別表 2

開示する保有個人情報	不開示とした部分とその理由
<p>文書 1 応募内容提案書</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不開示とした部分 開示請求者以外の指名，役職（法 1 4 条 2 号ハに該当する部分を除く），性別，生年月日，連絡先（E-M a i l），学位，経歴，研究者番号，所属研究機関番号</li> <li>・ 不開示とした理由 開示請求者以外の個人に関する情報であって，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが，開示することにより，なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため，法 1 4 条 2 号に該当するため不開示とした。</li> <li>・ 不開示とした部分 法人の印影，財務状況，主な出資者，財務状況説明，定款，営業経歴書，決算報告書，役員・顧問，主要株主，株主，決算書，知的財産権関連事項</li> <li>・ 不開示とした理由 法人に関する情報であって，開示することにより，競合他社に対してノウハウの流出や盗用されることによって，公正な競争関係における地位が脅かされるおそれがある等，当該法人権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり，法 1 4 条 3 号イに該当するため不開示とした。</li> </ul>
<p>文書 2 平成 2 2 年度補正予算地域イノベーション創出研究開発事業（特定研究）に関する委託契約書</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不開示とした部分 開示請求者以外の氏名，役職</li> <li>・ 不開示とした理由 開示請求者以外の個人に関する情報であって，開示請求者以外の特定の個人を識別できるものであり，法 1 4 条 2 号に該当するため不開示とした。</li> <li>・ 不開示とした部分</li> </ul>

	<p>法人の印影，消耗品内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不開示とした理由</li> </ul> <p>法人に関する情報であって，開示することにより，偽造されるおそれや競合他社に対してノウハウの流出や盗用されることによって，公正な競争関係における地位が脅かされるおそれがある等，当該法人権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり，法14条3号イに該当するため不開示とした。</p>
<p>文書3 特定年度「特定研究」第1回研究推進会議</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不開示とした部分</li> </ul> <p>開示請求者以外の氏名，役職（法14条2号ハに該当する部分を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不開示とした理由</li> </ul> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって，開示請求者以外の特定の個人を識別できるものであり，法14条2号に該当するため不開示とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不開示とした部分</li> </ul> <p>研究データ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不開示とした理由</li> </ul> <p>法人に関する情報であって，開示することにより，競合他社に対してノウハウの流出や盗用されることによって，公正な競争関係における地位が脅かされるおそれがある等，当該法人権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり，法14条3号イに該当するため不開示とした。</p>
<p>文書4 特定年度「特定研究」第2回研究推進会議</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不開示とした部分</li> </ul> <p>開示請求者以外の氏名，役職（法14条2号ハに該当する部分を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不開示とした理由</li> </ul> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって，開示請求者以外の特定の個人を識別できるものであり，法14条2号に該当するため不開示とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不開示とした部分</li> </ul> <p>研究データ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不開示とした理由</li> </ul>

	<p>法人に関する情報であって、開示することにより、競合他社に対してノウハウの流出や盗用されることによって、公正な競争関係における地位が脅かされるおそれがある等、当該法人権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法14条3号イに該当するため不開示とした。</p>
<p>文書5 特定年度「特定研究」第3回研究推進会議</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不開示とした部分 開示請求者以外の氏名、役職（法14条2号ハに該当する部分を除く）</li> <li>・ 不開示とした理由 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別できるものであり、法14条2号に該当するため不開示とした。</li>   <li>・ 不開示とした部分 研究データ</li> <li>・ 不開示とした理由 法人に関する情報であって、開示することにより、競合他社に対してノウハウの流出や盗用されることによって、公正な競争関係における地位が脅かされるおそれがある等、当該法人権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法14条3号イに該当するため不開示とした。</li> </ul>
<p>文書6 特定年度「特定研究」第4回研究推進会議</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不開示とした部分 開示請求者以外の氏名、役職（法14条2号ハに該当する部分を除く）</li> <li>・ 不開示とした理由 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別できるものであり、法14条2号に該当するため不開示とした。</li>   <li>・ 不開示とした部分 研究データ</li> <li>・ 不開示とした理由 法人に関する情報であって、開示することにより、競合他社に対してノウハウの流出や盗用されることによって、公正な競争関係における地位が脅か</li> </ul>

	<p>されるおそれがある等，当該法人権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり，法14条3号イに該当するため不開示とした。</p>
<p>文書7 実績報告書</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不開示とした部分 開示請求者以外の氏名，個人の印影</li> <li>・ 不開示とした理由 開示請求者以外の個人に関する情報であって，開示請求者以外の特定の個人を識別できるものであり，法14条2号に該当するため不開示とした。</li>   <li>・ 不開示とした部分 法人の印影</li> <li>・ 不開示とした理由 法人に関する情報であって，認証的機能を有するものであり，開示することにより，偽造されるおそれがある等，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり，当該法人権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり，法14条3号イに該当するため不開示とした。</li> </ul>
<p>文書8 成果報告書（概要版）</p>	<p>無し（全部開示）</p>
<p>文書9 成果報告書</p>	<p>無し（全部開示）</p>

別表 3 (非該当部分)

文書番号	対象文書名	保有個人情報に該当しない部分 (数字は実施文書の右下の頁数を表記)
1	応募提案書	1, 4, 5, 8, 10, 11, 20 (下から5行目), 35(上から5 行目を除く。), 36ないし42, 43(下から1行目及び2行目), 44ないし46, 49ないし14 6, 152, 154ないし157, 159ないし165, 167ないし 169及び171ないし174
2	平成22年度補正予算事業 地域イノベーション創出研 究開発事業(特定研究)に 関する委託契約書	不開示部分全て(234の上から1 6行目及び17行目及び235を除 く。)
3	特定年度「特定研究」第1 回研究推進会議	不開示部分全て(248, 249, 251, 257(下から1行目及び 2行目を除く。), 262の上段及 び281を除く。)
4	特定年度「特定研究」第2 回研究推進会議	不開示部分全て(285及び286 を除く。)
5	特定年度「特定研究」第3 回研究推進会議	不開示部分全て(314, 315及 び336を除く。)
6	特定年度「特定研究」第4 回研究推進会議	不開示部分全て(366を除く。)
7	実績報告書	不開示部分全て(391の下から1 6行目を除く。)

※ 行数は罫線を含まない。

別表 4（開示すべき部分）

1 開示請求者以外の個人に関する情報

文書番号	対象文書名	開示すべき部分 (数字は実施文書の右下の頁数を表記)
1	応募提案書	2 2, 2 5, 3 2, 3 3, 3 4, 3 5 (上から5行目), 4 7 (研究開発等実施者欄), 1 4 9 (上から8行目), 1 7 6, 1 7 9, 1 8 1 及び 1 8 2
2	平成22年度補正予算事業 地域イノベーション創出研究 開発事業(特定研究)に 関する委託契約書	2 3 4 (上から16行目及び17行目) 及び 2 3 5
3	特定年度「特定研究」第1 回研究推進会議	2 4 8 (下段の右から1つ目及び右から3つ目の枠内を除く。), 2 4 9 (下から3行目及び下から7行目を除く。), 2 5 1, 2 5 7 (下から1行目及び2行目), 2 6 2 (上段), 2 6 4 及び 2 8 1
4	特定年度「特定研究」第2 回研究推進会議	2 8 5 (下段の右から2つ目, 右から4つ目及び右から5つ目の枠内を除く。) 及び 2 8 6 (下から7行目, 下から9行目及び下から13行目を除く。)
5	特定年度「特定研究」第3 回研究推進会議	3 1 4 (下から3行目及び下から8行目を除く), 3 1 5 (下段の右から3つ目及び右から4つ目の枠内を除く。), 3 2 2, 3 2 3 及び 3 3 6 (右側)
6	特定年度「特定研究」第4 回研究推進会議	3 6 6 (下から7行目, 下から9行目及び下から12行目を除く。)
7	実績報告書	3 9 1 (下から16行目)

※ 行数は罫線を含まない。



## 2 法人に関する情報

文書番号	対象文書名	開示すべき部分 (数字は実施文書の右下の頁数を表記)
5	特定年度「特定研究」第3回研究推進会議	336 (左側)